

指定管理者公募要項等に関する質問回答（大さん橋（大さん橋国際客船ターミナル及び大さん橋駐車場））

No.	種別	項目	質問	回答
1	公募要項	P3 4（4）ウ（ウ）防火・防災管理に関する業務	防火・防災管理計画は、指定管理者がスタートする平成28年4月までに新規に策定する必要があるか。それとも、現行の計画の名義変更することで問題ないか。	平成28年4月までに新たに策定してください。
2	公募要項	P5 4（6）カ 利用料金等について	本施設は利用料金制をとっており、条例に基づき、指定管理者は使用者から利用料金を徴収することになっている。 条例では、「各号の定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めた額」を支払わなければならないとされている。そこで、「市長の承認」を得るために指定管理者はどのような手続きが必要となるのか。	指定管理者から市長あてに承認申請を行っていただきます。
3	公募要項	P11 5（3）ア 審査方法	「面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は職員の方合計3名までの出席をお願いします。」とありますが、共同事業体の構成団体が多くなる場合、3名のみでは、質疑応答等で各社による責任あるご説明が困難になる恐れがあります。したがって、状況に応じて、一次審査後に、出席者人数（増員）について相談させていただくことは可能でしょうか？	公募要項記載のとおり、3名までの出席をお願いします。
4	公募要項	P14 5（4）応募手続きについて	「ケ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書」とありますが、収支予算書及び事業計画書は作成していないため、当社決算短信に記載の「業績予想」「次期の見通し」の内容に代えることでよろしいでしょうか。	貴社の決算短信に記載の「業績予想」「次期の見通し」の内容がどのようなものか不明ですが、一般的な「収支予算書及び事業計画書」の内容（次期の予算と事業計画）が確認できる資料である場合は、当該提出書類に替えても構いません。
5	業務仕様書	P2 1（2）ア 通常時の人員配置について	管理業務（設備管理業務、清掃業務、駐車場管理運営業務）につきまして、ポスト表及びローテーション表など、現行の配置人数を記載した資料を閲覧させていただけますか。	今回の公募手続きでは、すでに実施した設計図書の閲覧のみとさせていただきます。
6	業務仕様書	P6 2（1）ア（ウ）g 乗客向けシャトルバスの手配及び運行管理	乗客向けシャトルバスの手配及び運行管理に関する経費が必要となると思われませんが、当該支出としては、おおむね年間金額30,000千円～35,000千円程度を見込めばよろしいでしょうか？	乗客向けシャトルバスの手配及び運行管理に関する経費については、業務仕様書12ページの2（2）イ（キ）の配車基準等に基づき、試算してください。
7	業務仕様書	P9 2（1）ケ（オ）施設賠償責任保険加入	現状の保険内容を教えてください	業務仕様書9ページの2（1）ケ（オ）に記載のとおり、損害保険会社により提供される施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付・保険金額一億円以上）です。
8	業務仕様書	P9 2（1）ケ（オ）施設賠償責任保険加入	施設賠償責任保険加入以外に、現指定管理者が加入しているものを、全て教えていただけませんか？	現指定管理者が加入しているのは、施設賠償責任保険のみです。施設賠償責任保険への加入は必須ですが、本指定管理に有効な他の保険への加入を提案することも可能です。
9	業務仕様書	P11 2（2）イ（エ）b 車両渋滞	現在の1号線渋滞対策の方法をお教えてください。	開港広場前交差点付近での注意喚起、大さん橋駐車場での車両誘導等を行っています。そのほか、指定管理業務外で、別途開港広場から大さん橋ターミナル交通広場の間で警備員による交通誘導を実施する場合があります。
10	業務仕様書	P16 2（3）ウ（ウ）c 配置人数	「外航資格の制限区域の警備について別途横浜市と協議」とありますが、別途警備が必要ということでしょうか？ また、その警備内容と昨年の実績をお教えてください。	外航資格船舶寄港時の制限区域の警備に対応するため、別途ターミナル内の警備が必要となることから、ターミナル内での出入管理等を行います。 平成26年の外航資格船舶の入港回数は、69回です。
11	業務仕様書	P18 2（5）イ（イ）c 大さん橋ホール・CIQプラザ・出入国ロビー等 利用予定表	昨年度の大さん橋ホール・CIQプラザ・出入国ロビーの利用実績をご教示ください。	大さん橋ホール等の利用実績に関しては、横浜市港湾局のホームページで公開している事業報告書の中に記載されていますので、こちらでご確認ください。平成26年度事業報告書については、7月中に公開予定です。
12	業務仕様書	P19 2（5）イ（オ）b CIQプラザ及び出入国ロビーの使用	月7日以内という規定は、おそらくCIQ体制の整備に客船入港日を含めた前後3日間程度必要になることと、用途外利用に関する法規制等に配慮されたものと推測されますが、このルールに則り、CIQプラザにおいて旅客施設以外の催事や物品販売等で使用できるのは、年間84日程度までという理解でよろしいでしょうか？	業務仕様書19ページの2（5）イ（オ）bに記載のとおり、概ね月7日以内で行ってください。

No.	種別	項目	質問	回答																																														
13	業務仕様書	P19 2(5)イ(オ)c CIQプラザ利用決定	CIQ利用決定6ヶ月先とあるが、決定後の入港予定が入る場合はありますか、もしある場合、利用者から補償希望が出た場合、入港を判断する市の対応でよろしいでしょうか	決定後に客船の入港予定が入る場合も考えられます。利用者には、イベント開催日直前での利用中止もありえることを、あらかじめ了承のうえ利用申込みをしていただいております。																																														
14	業務仕様書	P19 2(5)イ(オ)c CIQプラザ利用決定	横浜市との協議を行い、CIQプラザの「全面利用」が確定した後に、急きょ外航資格船舶が入港する場合はどちらが優先されるのでしょうか？	外航資格船舶の入港が優先されます。																																														
15	業務仕様書	P20 2(6)ア(オ)指定 管理者の負担の範囲	平成22年度～平成26年度までの光熱水費及び使用量をお教え願います。	平成23年度から平成26年度の光熱水費及び使用量については、以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1178 602 1927 964"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>単位</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電気</td> <td>料金</td> <td>円</td> <td>57,188,696</td> <td>67,335,346</td> <td>68,734,312</td> <td>73,750,695</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>kWh</td> <td>3,409,802</td> <td>3,282,323</td> <td>3,235,822</td> <td>3,171,208</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガス</td> <td>料金</td> <td>円</td> <td>18,166</td> <td>26,620</td> <td>27,360</td> <td>34,655</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>m³</td> <td>63</td> <td>117</td> <td>115</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水道</td> <td>料金</td> <td>円</td> <td>8,302,495</td> <td>6,711,878</td> <td>8,834,427</td> <td>8,228,409</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>m³</td> <td>11,335</td> <td>9,415</td> <td>12,044</td> <td>11,086</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 料金は税込 水道は、上水道のみで下水道は含みません。</p>	項目		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	電気	料金	円	57,188,696	67,335,346	68,734,312	73,750,695	使用量	kWh	3,409,802	3,282,323	3,235,822	3,171,208	ガス	料金	円	18,166	26,620	27,360	34,655	使用量	m ³	63	117	115	147	水道	料金	円	8,302,495	6,711,878	8,834,427	8,228,409	使用量	m ³	11,335	9,415	12,044	11,086
項目		単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																												
電気	料金	円	57,188,696	67,335,346	68,734,312	73,750,695																																												
	使用量	kWh	3,409,802	3,282,323	3,235,822	3,171,208																																												
ガス	料金	円	18,166	26,620	27,360	34,655																																												
	使用量	m ³	63	117	115	147																																												
水道	料金	円	8,302,495	6,711,878	8,834,427	8,228,409																																												
	使用量	m ³	11,335	9,415	12,044	11,086																																												
16	業務仕様書	P20 2(6)ウ 管理対象 設備	【別表1】管理対象設備表において、点検業者、点検報告書を閲覧させていただきますか。	今回の公募手続きでは、すでに実施した設計図書の閲覧のみとさせていただきます。																																														
17	業務仕様書	P21 2(6)エ(イ) b 設備の維持管理	(C) 法定管理 電気設備及び機械設備等の保守点検の周期が月1回及び年1回と記載されておりますが、具体的な点検内容と正確な周期をご教示願います。 また、建築基準法第12条による定期点検・報告(設備年1回、建築3年毎)につきまして、点検報告書を閲覧させていただきますか。	法定点検については、横浜市策定の「維持保全の手引き」7ページを参照してください。なお、「維持保全の手引き」は、横浜市港湾局のホームページからダウンロードできます。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/shitei/kyakusen.html 閲覧については、今回の公募手続きでは、すでに実施した設計図書の閲覧のみとさせていただきます。																																														
18	業務仕様書	P21 2(6)エ(イ)b (d) ウッドデッキ点検	第2期で報告されたウッドデッキの年次点検の内容をお教えください。 また、維持・修繕にかかった費用はいくらでしょうか？	ウッドデッキの点検については、日常業務の中で次のとおり対応しております。 ・床材の破損状況、ビスの緩み等の有無の確認及び補修 ・ササクレの状況確認及び安全措置(ヤスリ掛け、サンダー掛け等)																																														
19	業務仕様書	P23 2(7)イ 業務の内容	管理報告書を閲覧させていただきますか。	今回の公募手続きでは、すでに実施した設計図書の閲覧のみとさせていただきます。																																														
20	業務仕様書	P24 2(8)イ 清掃内容	平面図、立面図、建具表・キープラン、電灯設備図を閲覧させていただきますか。 また、大さん橋ホールは床特別清掃(年1回)と通常の定期清掃(年6回)とありますが、違いをご教示ください。	今回の公募手続きでは、すでに実施した設計図書の閲覧のみとさせていただきます。 大さん橋ホールの床特別清掃は、当該ホールの木材の床について実施するものです。通常の定期清掃で実施する床面清掃は、樹脂タイル、タイル面など木材以外の部分を対象に実施するものです。ホールを含め、ターミナル内等の木材の床清掃は、業務仕様書27ページの2(8)エ(イ)bに記載のとおりです。																																														
21	業務仕様書	P29 2(9)ア(オ) 補植	美観上好ましくない箇所については芝張りを行うこととありますが、過去の実績をご教示願います。(頻度及び対象面積)	芝張りの実績は、次のとおりです。 ①平成22年9月 スロープ入口法面部(5㎡程度) ②平成25年2月 ホール上部法面部(5㎡程度)																																														
22	業務仕様書	P34～40 【別表2】貸付備品一覧	貸付備品一覧にないが、現指定管理者が指定管理料で購入した備品は引継ぎできるのでしょうか？	指定管理業務の予算の中で新たに購入した備品は、横浜市と現指定管理者とが協議した結果、横浜市の所有となった場合は、次期指定管理の貸付備品として引き継ぐこととなります。																																														
23	業務仕様書	P38 【別表2】貸付備品一覧	高所作業車(電動リフト)の定期点検に係る費用は、設備管理業務の対象外という認識でよろしいでしょうか。	業務仕様書8ページの2(1)カに記載のとおり、別表2に示す備品についてもその状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるような適正な維持保全及び管理を行うことは、指定管理業務の対象となります。																																														
24	業務仕様書	P39 【別表2】貸付備品一覧	アルコール消毒液スタンドとありますが、アルコール消毒液は市から支給されるという認識でよろしいでしょうか。	アルコール消毒液等の消耗品については、指定管理者の負担となります。																																														

No.	種 別	項 目	質 問	回 答
25	業務仕様書	P39 【別表2】貸付備品一覧	指紋認証ロックシステムとありますが、PCにインストールされた専用ソフトウェアで管理する場合、当該ソフトウェアのバージョンアップ等に係る費用は、指定管理料で充当されるという認識でよろしいでしょうか。 また、フォトショップソフト、弥生会計ソフト、オートCADのバージョンアップ等に係る費用は、指定管理料で充当されるという認識でよろしいでしょうか。	本指定管理業務に必要なソフトウェア等のバージョンアップに係る費用は、指定管理者の負担とします。指定管理業務の予算の中で対応してください。
26	業務仕様書	P40 【別表2】貸付備品一覧	施設管理用のノートパソコンとありますが、インストールされているOS、ソフトウェアなどのバージョンアップ等に係る費用は、指定管理料で充当されるという認識でよろしいでしょうか。 また、インターネット等通信費用は、指定管理料で充当されるという認識でよろしいでしょうか。	本指定管理業務に必要なソフトウェア等のバージョンアップに係る費用は、指定管理者の負担とします。指定管理業務の予算の中で対応してください。 インターネット等通信費用についても、本指定管理業務に必要な通信費用は、指定管理者の負担とします。指定管理業務の予算の中で対応してください。
27	その他	平成26年度業務報告書	26年度の業務報告書及び決算報告書を開示頂けますでしょうか。 難しければ、25年度の収支報告書の収入内訳、特に収入項目が複数の項目で表記されている内訳を教えてください。	平成26年度の事業報告書及び決算報告書については、横浜市港湾局のホームページで平成27年7月中に公開予定です。